

パブリックコメント用

丹波市多文化共生推進基本方針 (案)

令和7年(2025年)●月

丹波市

目 次

第 1 章 丹波市多文化共生推進基本方針の策定にあたって

- 1 基本方針策定の背景・趣旨…………… 1
- 2 基本方針の位置づけ・期間…………… 2
- 3 基本方針の策定方法…………… 3

第 2 章 外国人市民を取り巻く現状

- 1 外国人市民の状況…………… 4
- 2 現状の課題…………… 7

第 3 章 多文化共生推進の基本的な考え方

- 1 基本理念(めざす姿)…………… 10
- 2 取組方針…………… 11
- 3 施策の体系…………… 12

第 4 章 多文化共生社会の実現に向けた施策

- 1 人権の尊重…………… 13
 - (1)人権啓発・人権教育の充実
- 2 生活支援…………… 14
 - (1)生活に関する相談体制の充実
 - (2)やさしい日本語や多言語による情報発信
 - (3)働きやすい労働環境づくり
 - (4)住宅確保のための支援
 - (5)ニーズに応じた教育の推進
 - (6)福祉、医療、子育てにおける支援
 - (7)緊急時・災害時と災害に備えるための支援
- 3 コミュニケーション支援…………… 19
 - (1)通訳などによるコミュニケーション支援
 - (2)やさしい日本語の普及と活用促進
 - (3)日本語学習機会の充実
- 4 地域における多文化共生の推進…………… 21
 - (1)多文化共生意識・国際理解を深めるための取組
 - (2)地域との交流の場づくり
 - (3)地域社会やまちづくりへの参画促進

第5章 多文化共生社会の実現に向けた施策の推進

1	推進体制	23
2	市民、関係機関、団体等との連携と協働	23
	【資料】	24
	資料1 在留資格一覧表	
	資料2 用語解説	
	資料3 丹波市多文化共生推進懇話会設置要綱	
	資料4 丹波市多文化共生推進懇話会委員名簿	

※本基本方針で用いている言葉の解説は、「資料2 用語解説」に掲載しています。なお、用語解説のあるものは「※」がついています。

「多文化共生」の定義

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(総務省:「多文化共生の推進に関する研究会報告書」から)

「外国人市民」の定義

本基本方針で用いている「外国人市民」は、外国籍の市民、外国にもルーツを持つ市民を「外国人市民」と記載しています。

第1章 丹波市多文化共生推進基本方針の策定にあたって

1 基本方針策定の背景・趣旨

平成2年(1990年)の「出入国管理及び難民認定法(入管法)」の改正以降、日系人の入国が容易となり、グローバル化^{※1}の進展と人の国際移動が活発化する中、外国人の定住化が進み、日本で生活する在留外国人^{※2}は増加しています。令和5年(2023年)12月末では、およそ341万人の外国人が日本に滞在しています。

平成31年(2019年)4月には、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行っても人材を確保することがなお困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するための在留資格^{※3}「特定技能」が創設されました。また、熟練した技能を要する特定技能2号については、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、建設分野及び造船・船用工業分野の溶接区分のみが対象となっていました。特定技能の在留資格に係る制度の運用方針(分野別運用方針)の変更が行われ、令和5年(2023年)8月から、特定技能1号の12の特定産業分野のうち介護分野以外の全ての特定産業分野において、特定技能2号の受入が可能となりました。

さらに令和6年(2024年)6月には、技能実習に代わる新たな在留資格として「育成就労」^{※4}を創設することなどを盛り込んだ法律が成立しました。

こうした中、国においては外国人材の更なる受入に向けた環境整備を進め、令和元年(2019年)6月に「日本語教育の推進に関する法律」を施行、令和2年(2020年)9月には「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域において多文化共生を推進するための新たな方向性を示しました。

兵庫県では、平成27年(2015年)に県民の相互理解を促進し、ともに支え合う多文化共生社会の実現をめざし「ひょうご多文化共生社会推進指針」を策定し、令和3年(2021年)には、在留外国人の増加や多国籍化、各産業において高まる外国人材の重要性等、新たな課題への対応と、より一層の内容の充実を図るため、同指針を改定しています。

本市においても外国人市民は年々増加しており、平成26年(2014年)3月末時点で641人であった外国籍の市民が、令和6年(2024年)3月末時点では1,276人と、10年間で約2倍に増えている状況にあります。外国人市民の増加、定住化に伴い、地域、学校、職場など様々な場所で課題が顕在化しており、外国人市民を一時的な滞在者としてではなく、「生活者」として認識する視点が必要となっています。

このような状況を踏まえ、様々な文化や多様性^{※5}を認め合いながら、同じ地域の一員として

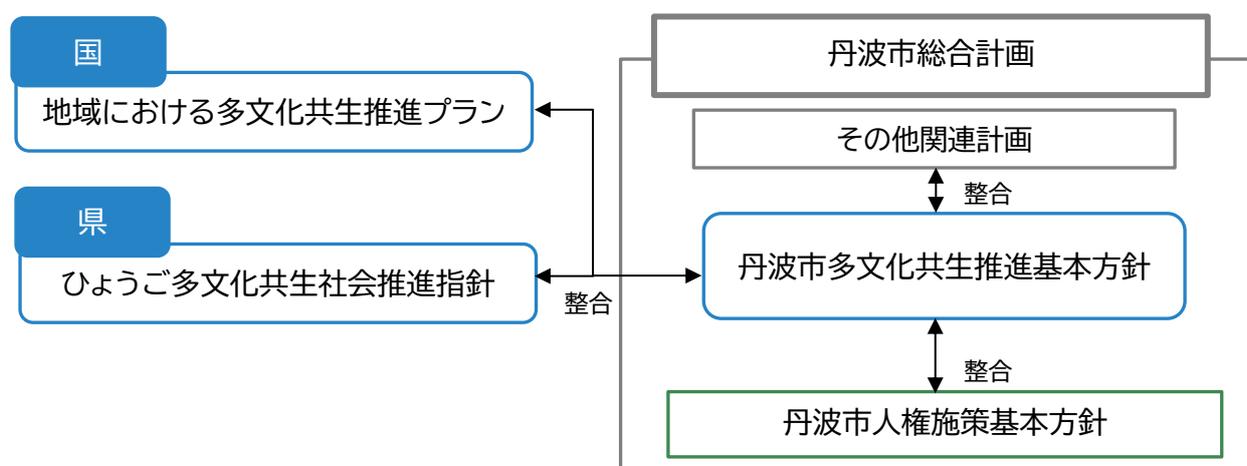
お互いを尊重し、誰もが安心して暮らすことができるよう、また、外国人市民が地域社会に参画し、活躍できる多文化共生社会を実現するための取組を推進するため、「丹波市多文化共生推進基本方針」を策定します。

2 基本方針の位置づけ・期間

本基本方針は、「丹波市自治基本条例」の理念に基づき、「丹波市総合計画」を上位計画として、本市における多文化共生を推進することを目的に多文化共生施策の基本的な方向性を明らかにしたものです。

「丹波市人権施策基本方針」や各種個別計画との整合性を図り、国の「地域における多文化共生推進プラン」や県の「ひょうご多文化共生社会推進指針」等を踏まえて策定し、多様性と包摂性^{※6}のある社会の実現を目途とし、「持続可能な開発目標(SDGs)」^{※7}の達成に向けた取組を推進するとともに、誰もが安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現をめざします。

また、本基本方針は、社会情勢に大きな変化があり、方針を改定しなければならない事情が生じた場合に必要に応じて見直しを行うものとしします。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 基本方針の策定方法

(1)「丹波市多文化共生推進懇話会」・「多文化共生施策庁内検討会議」の設置

外国人市民や外国人市民と関わりのある関係団体、公募委員などで構成する「丹波市多文化共生推進懇話会」を設置し、本基本方針を策定するにあたって様々な意見を取り入れています。

また、市役所庁内において、多文化共生社会の実現に向けた施策を検討するとともに、その円滑な推進を図るため、「多文化共生施策庁内検討会議」を設置しました。



丹波市多文化共生推進懇話会



多文化共生施策庁内検討会議

(2)多文化共生に関するアンケート調査等の実施

本基本方針の策定や外国人市民の受入環境整備等に生かすことを目的に、次のとおり、外国人市民、市内の事業所、自治会などを対象にアンケート調査等を実施しました。

名 称	期 間
多文化共生に関する事業所アンケート調査	令和5年(2023年)10月～11月
多文化共生に関する市民アンケート調査	令和5年(2023年)11月～12月
多文化共生に関する外国人市民アンケート調査	令和5年(2023年)12月～令和6年(2024年)2月
多文化共生に関する外国人市民ヒアリング調査	令和5年(2023年)12月
多文化共生に関する自治会アンケート調査	令和6年(2024年)2月
子どもを対象とした多文化共生に関するアンケート調査	令和6年(2024年)6月～7月

上記アンケート調査等の結果は、右の二次元コード(市のHP)からご確認ください



第2章 外国人市民を取り巻く現状

1 外国人市民の状況

(1) 外国籍の市民数・割合

令和6年(2024年)3月末時点の外国籍の市民数は1,276人で、市民全体(60,581人)の2.1%を占めており、10年前の平成26年(2014年)3月末時点と比べると、約2倍の人数となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による入国制限により、令和3年(2021年)3月末から令和4年(2022年)3月末では、一時的に減少傾向となりましたが、以降は人数、比率ともに増加しています。

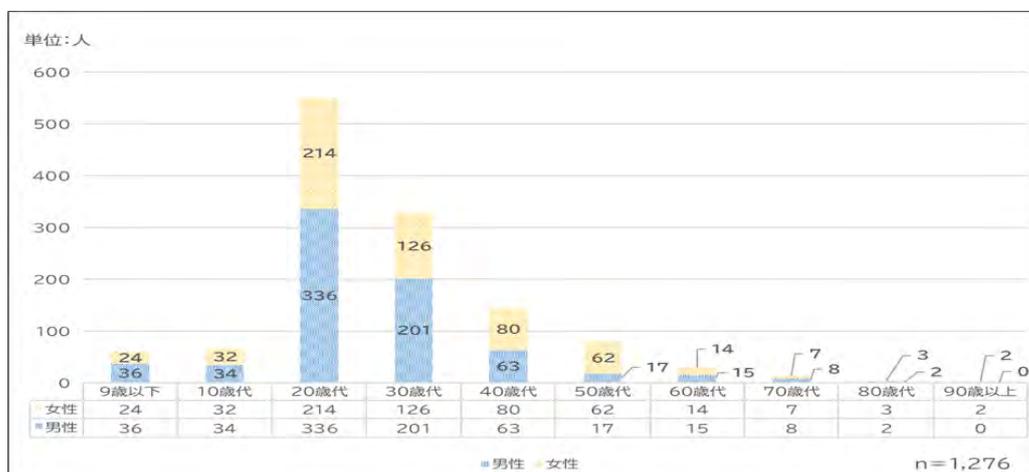
図1 外国籍の市民数・割合の推移(丹波市住民基本台帳から)



(2) 男女別・年齢別の人数

男女別にみると、男性が712人、女性が564人となっています。年齢別では20歳代が550人で最も多くなっており、全体の43%を占めています。次に30歳代、40歳代が続いています。

図2 令和6年(2024年)3月末時点の男女別年齢別の外国籍の市民数(丹波市住民基本台帳から)



(3)国籍別の人数

令和6年(2024年)3月末時点で、35カ国、1,276人の外国籍の市民が暮らしています。国籍別でみると、ベトナム、フィリピン、中国の順で多く、最も多いベトナムは569人で、全体の44.6%を占めています。

また、外国籍の市民数上位7カ国の人口推移をみると、中国が減少している一方で、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、インドネシアが増加しています。

図3 令和6年(2024年)3月末時点の主な国籍別の市民数(丹波市住民基本台帳から)

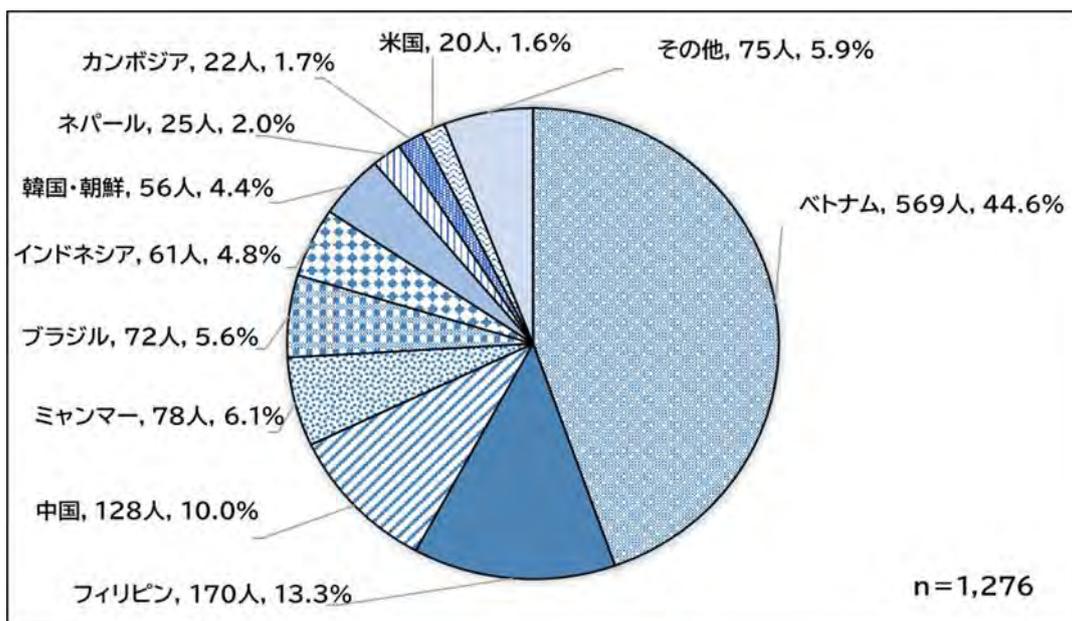
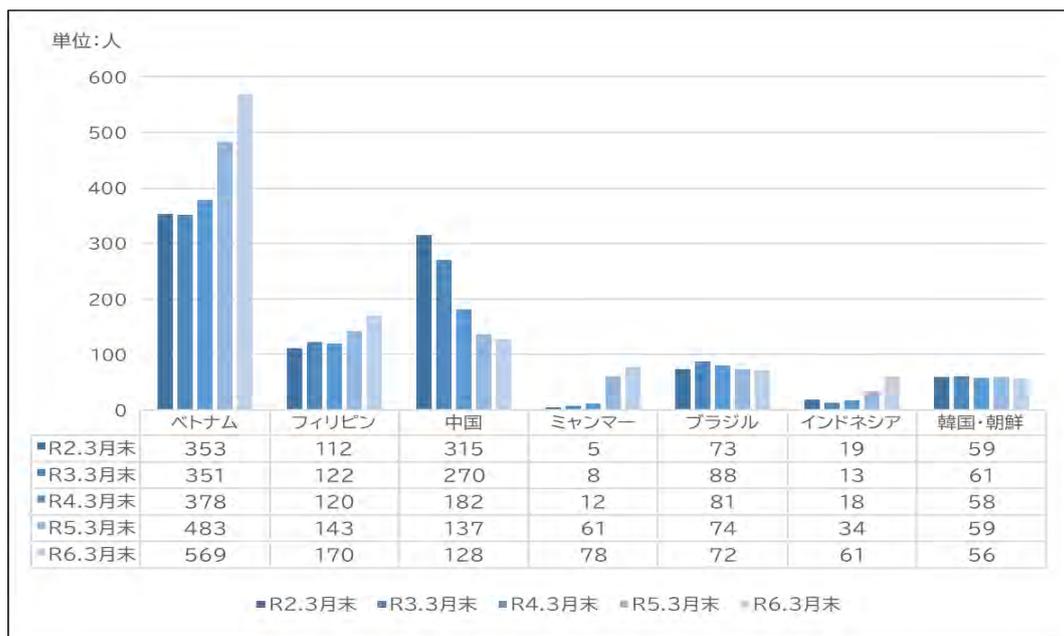


図4 外国籍の市民数上位7カ国の人口推移(丹波市住民基本台帳から)



(4)在留資格別の人数

令和6年(2024年)3月末時点の在留資格別人数では、技能実習が374人で全体の約3割を占めています。次いで、技術・人文知識・国際業務、永住者、特定技能、家族滞在が続いています。

在留資格別人数の推移では、技術・人文知識・国際業務、特定技能の就労資格が増加しています。また、永住者、家族滞在、日本人の配偶者等の身分に基づく資格についても緩やかに増加しています。

図5 令和6年(2024年)3月末時点の主な在留資格別の人数(丹波市住民基本台帳から)

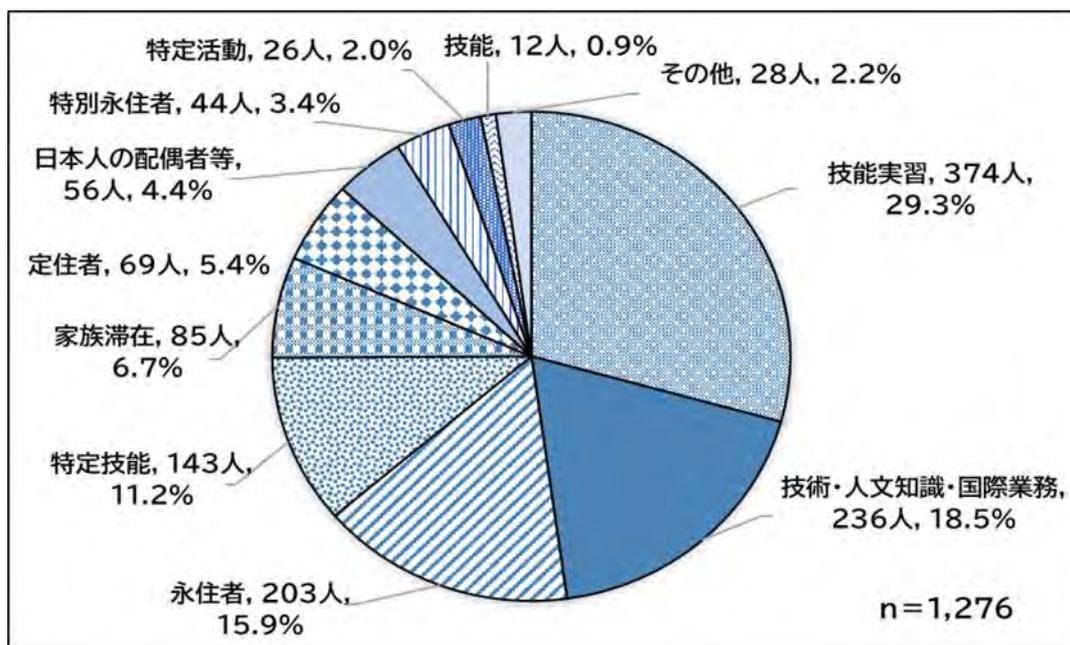
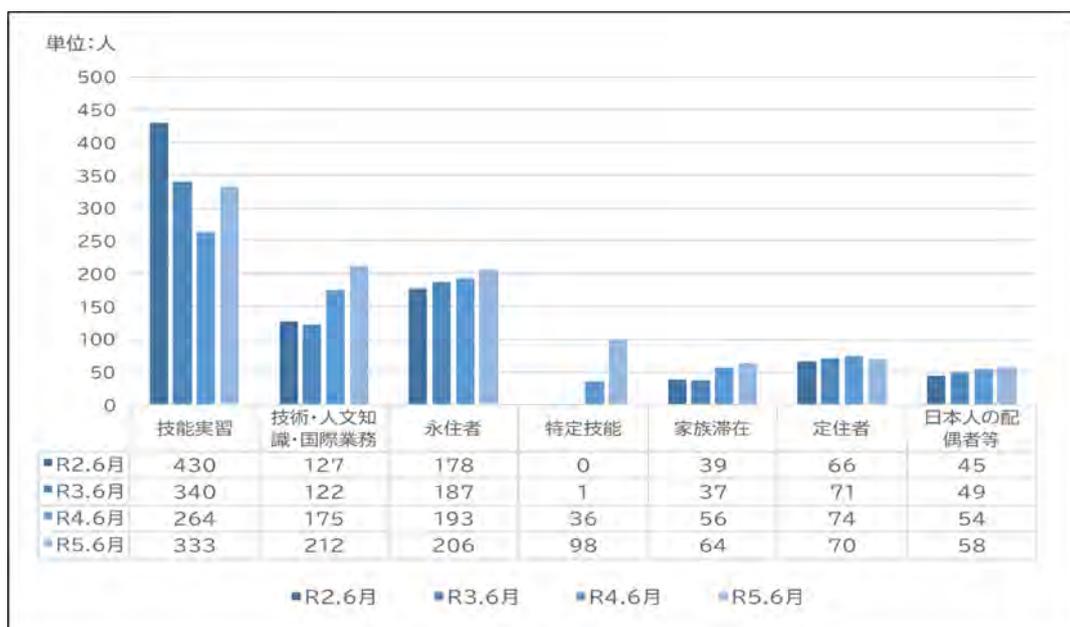


図6 在留資格別人数上位7資格の推移(法務省:在留外国人統計から)



2 現状の課題

多文化共生に関するアンケート調査の結果から見る、外国人市民を取り巻く現状の課題は、次のとおりです。

(1)外国人の人権に関すること

市民アンケートでは、3割以上が「外国人市民への差別や偏見がある」と回答しています。また、多文化共生社会の実現に向けて日本人市民の必要な取組では、「外国人市民に対する差別意識や偏見を持たないようにする」の回答が最も多くなっています。

図7 (市民アンケート調査 設問 11)

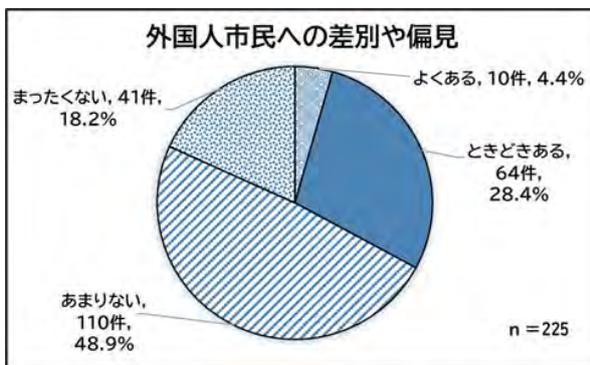


図8 (市民アンケート調査 設問 12)



(2)生活環境

外国人市民が生活で不安に感じていることや困りごとは、「必要な情報が受け取れない」、「日本語でのコミュニケーション」、「相談先がない」となっています。

また、事業所において、外国人労働者へ「生活上の支援を行っていない」の回答は4番目に多くなっています。

図9 (外国人市民アンケート調査 設問 18)

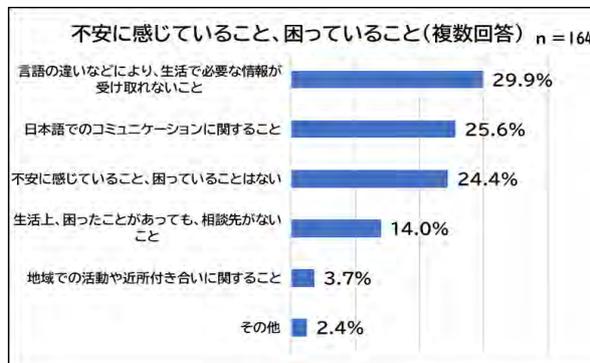


図10(事業所アンケート調査 設問 12)



(3)外国人市民の日本語能力

外国人市民の日本語能力(聞く、話す)では、「単語だけわかる」が最も多くなっています。また、日本語能力(読む・書く)では、「ひらがな、カタカナと簡単な漢字であれば読める(書ける)」が5割以上となっています。

事業所の外国人労働者の雇い入れ時の一番の課題は、「日本語能力の不足」となっています。

図 11 (外国人市民アンケート調査 設問7)

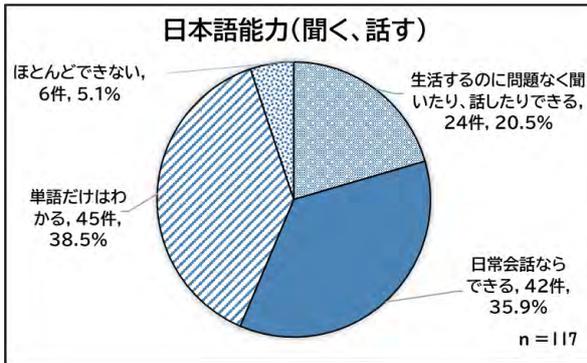


図 12 (外国人市民アンケート調査 設問8)

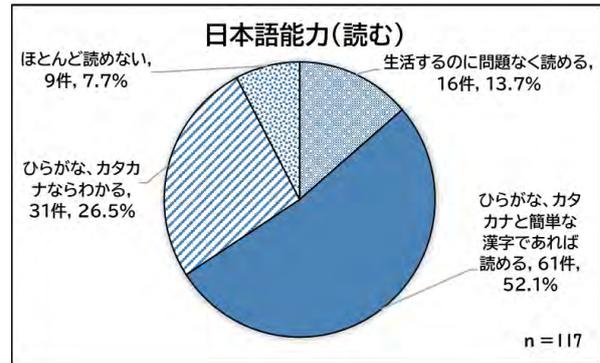


図 13 (外国人市民アンケート調査 設問9)

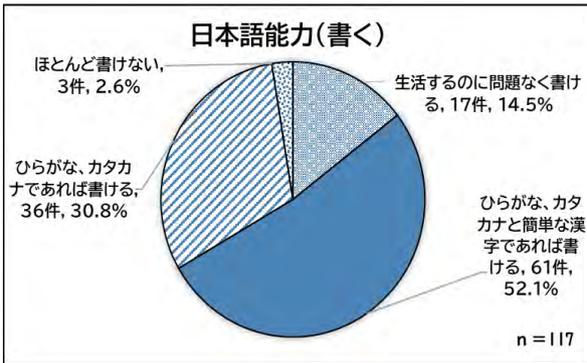
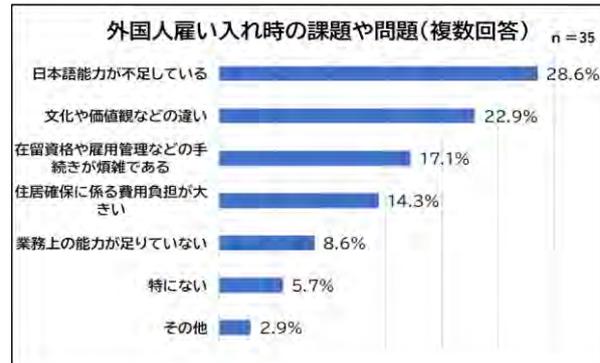


図 14 (事業所アンケート調査 設問14)



(4)外国人市民と地域との関わり

市民アンケートでは、7割以上が「外国人市民との間に壁がある」と回答しています。最も大きな壁は「言葉の違い」で、次に「文化・生活習慣の違い」となっています。

「地域の人と交流したい」と回答した外国人市民は8割を超えている一方で、「外国人市民と地域活動ができていない」と回答した自治会は8割以上となっています。

図 15 (市民アンケート調査 設問6)

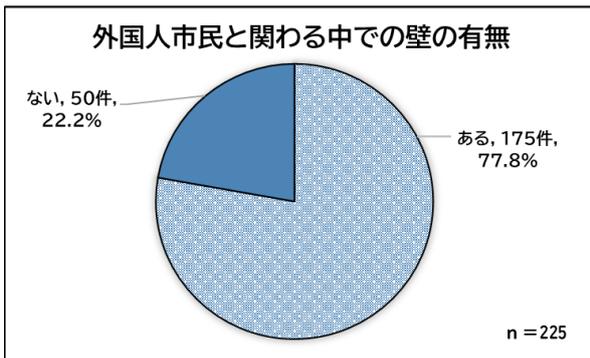


図 16 (市民アンケート調査 設問7)

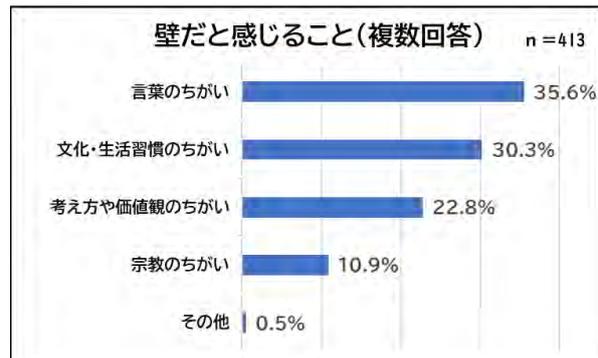


図 17 (外国人市民アンケート調査 設問 16)

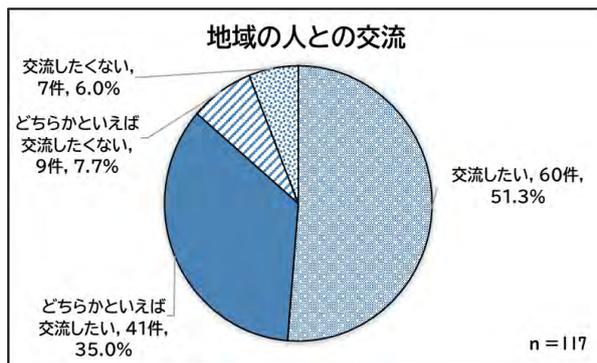
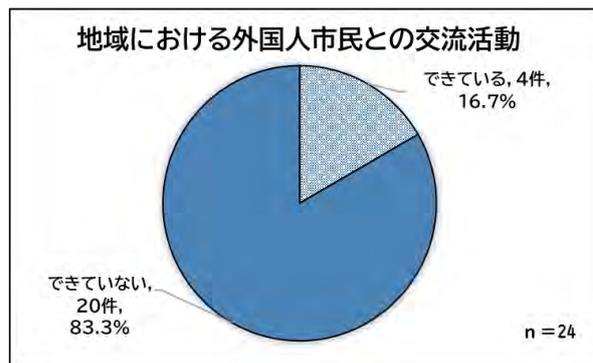


図 18 (自治会アンケート調査 設問 1)



第3章 多文化共生推進の基本的な考え方

アンケート調査等の結果や丹波市多文化共生推進懇話会において聴取した意見をもとに次の基本理念(めざす姿)を設定します。

1 基本理念(めざす姿)

外国人市民が安心して日常生活を営み、 地域の一員として支え合う、誰もが暮らしやすいまち 丹波市

様々な場面におけるめざす姿

・地 域

外国人市民と日本人市民が交流し、お互いに理解を深め、支え合いながら暮らしています。また、外国人市民が地域社会の一員として活躍しています。

・学 校

すべてのこどもが互いの違いを認め合い、多文化共生意識を深めています。また、外国につながるのあるこどもたち^{※8}が自分らしく、安心して学校生活を送っています。

・職 場

言語や文化などの違いに配慮した職場づくりが進み、外国人市民が能力を十分に発揮し活躍しています。

・公共施設・機会

外国人市民が、言葉の壁なく、公共サービスや行政情報を受けています。また、市民向けの多文化共生意識や国際理解を深める機会が多様にあります。

2 取組方針

めざす姿の実現に向け、次の取組方針を定め、多文化共生施策を推進します。

・人権の尊重

全ての市民一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現をめざし、多文化共生の重要性について認識を高め、互いに尊重する気持ちを育むとともに、偏見や差別をなくすための啓発・教育を行います。

・生活支援

外国人市民が安全、安心して暮らせるよう、ニーズに応じた生活情報の多言語化や、やさしい日本語^{※9}による情報発信を積極的に行います。また、多言語による相談体制の充実を図るとともに、言語や文化、習慣などの違いに理解を深め、外国人市民に対応した取組を推進し、外国人市民の生活環境を整備します。

・コミュニケーション支援

市役所窓口等において、多言語通訳サービスの提供や、やさしい日本語による対応などのコミュニケーション支援を行います。また、日本語学習を必要とする外国人市民に学習機会を提供するため、地域の日本語教育^{※10}を推進します。

・地域における多文化共生の推進

様々な文化や多様性を認め合いながら、同じ地域の一員としてお互いを尊重し、誰もが安心して暮らすことができるよう、多文化共生意識の啓発を行います。また、外国人市民が「生活者」として、主体的に地域社会へ参画できるようにするため、日本人市民と外国人市民が交流する場を創設するとともに、外国人市民と共に実施する地域の活動を推進します。

3 施策の体系

【基本理念(めざす姿)】

外国人市民が安心して日常生活を営み、
地域の一員として支え合う、誰もが暮らしやすいまち 丹波市

人権の尊重

(1)人権啓発・人権教育の充実

生活支援

- (1)生活に関する相談体制の充実
- (2)やさしい日本語や多言語による情報発信
- (3)働きやすい労働環境づくり
- (4)住宅確保のための支援
- (5)ニーズに応じた教育の推進
- (6)福祉、医療、子育てにおける支援
- (7)緊急時・災害時と災害に備えるための支援

コミュニケーション支援

- (1)通訳などによるコミュニケーション支援
- (2)やさしい日本語の普及と活用促進
- (3)日本語学習機会の充実

地域における多文化共生の推進

- (1)多文化共生意識・国際理解を深めるための取組
- (2)地域との交流の場づくり
- (3)地域社会やまちづくりへの参画促進

第4章 多文化共生社会の実現に向けた施策

1 人権の尊重



(1)人権啓発・人権教育の充実

現状と課題

外国人に対する偏見や差別が生じています。また、インターネット上では、外国人であることを理由とし、地域社会から排除しようとする不当な差別的書き込み(ハイトスピーチ)があり、偏見や差別をなくすための取組が必要となっています。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	外国人に対する偏見・差別をなくすため、人権講演会やセミナー、パネル展示、ホームページやFM ラジオなどの多様な発信媒体を活用し、啓発活動を行います。	市
2	市民一人ひとりに基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、誰もが自分らしくいられる社会の実現に向け、地域、学校、職場などのあらゆる場を通じた人権教育を推進します。	市
3	インターネット上での差別的な書き込みを監視し、発見した際に運営管理者等に削除依頼を実施する「インターネットモニタリング事業」を行います。	市

2 生活支援



(1)生活に関する相談体制の充実

現状と課題

生活上の困りごとを誰にも相談できない外国人市民がいることから、外国人市民が相談しやすい環境を整える必要があります。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	外国人市民が日常生活で生じる様々な困りごとについて、関係機関と連携しながら相談対応するとともに、相談しやすいようワンストップ型の相談窓口の設置を検討します。	市・丹波市国際交流協会
2	外国人市民が抱える複雑・複合的な相談にも対応できるよう研修などを通して、相談対応者のスキルアップを図ります。	市・丹波市国際交流協会

(2)やさしい日本語や多言語による情報発信

現状と課題

言語や文化の違いにより、日本の社会保障制度や生活上のルールなどに十分な理解がなく、また、生活に必要な情報を受けとることができていない外国人市民がいることから、外国人市民が安心して暮らすために生活情報を入手しやすい環境を構築する必要があります。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	外国人市民が、ごみの出し方や医療保険や年金制度、丹波市で起こりやすい災害など、生活全般に関する必要な知識や情報を習得できるよう、やさしい日本語で生活ガイドブックを作成し、配布します。	市
2	発信する情報のやさしい日本語化や多言語化などについて市役所庁内における情報発信のあり方を定めたガイドラインを作成し、外国人市民に伝わりやすい情報発信に努めます。	市

3	外国人市民を雇用する市内事業所を対象に定期的に多文化共生情報を配信するなど、事業所を通じた情報発信に取り組みます。	市
---	---	---

(3)働きやすい労働環境づくり

現状と課題

就労資格を持つ外国人市民が増加しており、日本語能力や文化の違いから課題が生じていることから、事業所が適切に外国人労働者の雇用管理を行い、誰もが働きやすい環境を整えることが求められています。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	市内事業所において、働きやすい労働環境づくりが進められるよう外国人の人権や多文化共生への理解促進に努めます。	市
2	市内事業所が外国人労働者の受入環境整備を進めることができるよう、市内事業所への支援策について調査・研究を行います。	市
3	自動翻訳機 ^{※11} などを活用し、多言語による外国人市民の就労相談に対応します。	市・ハローワーク

(4)住宅確保のための支援

現状と課題

外国人であることを理由とした住宅入居に関する差別意識や偏見があります。また、日本語の理解が十分でなく、情報を受け取れない外国人市民がいることから、住宅確保に向けた支援が必要となっています。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	外国人であることを理由とした住宅入居に関する差別意識や偏見の解消に向け、外国人の人権に関する啓発・教育を推進します。また、入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の周知について検討します。	市

2	市営住宅の入居者募集の情報をやさしい日本語により発信します。また、多言語三者通訳システム ^{※12} を活用し、入居申し込み等に関することで来庁した外国人市民に情報提供を行います。	市
---	---	---

(5) ニーズに応じた教育の推進

現状と課題

外国につながるのあるこどもたちは増加傾向にあり、使用言語の多様化も進んでいます。

誰もが安心して学べる環境をつくるために、外国につながるのあるこどもたちの自己実現に向けた支援が重要となっており、一人ひとりのニーズに応じた母語^{※13}による支援や日本語指導の充実を図るとともに、すべてのこどもが互いを尊重し合い、多文化共生意識を育むことができる取組が必要です。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	日本語指導が必要な児童・生徒の心の安定を図るとともに、基本的な日本語能力を身につけ、充実した学校生活を送ることができるよう、外国人児童生徒語学指導者 ^{※14} を派遣します。また、多言語三者通訳システムや自動翻訳機による通訳支援を行います。	市・学校
2	すべてのこどもが違いを認め、互いを尊重し合うことができるよう、異なる価値観や文化などを理解する学習を通して、共に生きようとする態度や意欲を育む多文化共生の視点に立った人権教育を推進します。	市・学校
3	外国人児童生徒語学指導者や多言語三者通訳システムなどを活用し、家庭訪問や懇談会等における保護者への通訳・翻訳支援を行います。また、保護者宛書類のやさしい日本語化などを進めます。	市・学校

(6) 福祉、医療、子育てにおける支援

現状と課題

外国人市民の定住化が進み、妊娠・出産や子育てなど様々なライフステージを経験することに伴い、医療や福祉サービスなどを受ける機会が増えているため、言語や文化などの違いに配慮した取組が必要となっています。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	福祉に関する相談窓口や生活支援制度などの情報をやさしい日本語や多言語で発信するとともに、多言語三者通訳システムや自動翻訳機を活用し、外国人市民の相談に対応します。	市
2	市内医療機関や休日に受診できる診療所について、やさしい日本語や多言語による周知を図ります。	市
3	外国人市民が安心して安全に予防接種を受けることができるよう多言語化した予防接種のしおりと予診票を活用します。	市
4	外国人市民が安心して医療機関を受診できるよう地域の実情に応じた医療通訳の体制整備について調査・研究を行います。	市
5	母子保健サービスの提供につなげるため、多言語の母子健康手帳を交付します。また、多言語化した乳幼児健診問診票なども活用します。	市
6	多言語の子育てガイドブックや子育て支援サイトにより、こどもを持つ家庭へ子育て支援情報を提供します。	市
7	外国人市民と日本人市民の親子が交流できる場所、子育てや暮らしの情報を提供する場所として、子育て学習センター及び児童館を拠点とした事業の実施について検討します。	市

(7)緊急時・災害時と災害に備えるための支援

現状と課題

外国人市民は、日本と母国との生活環境の違いから、災害に関するストック情報^{※15}が十分に蓄えられていなかったり、言語の違いによりフロー情報^{※16}を受け取ることが困難であったりする場合があります。また、緊急時のアクシデント(急な病気や事故、火事)に対応できる環境整備が必要です。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	外国人市民に防災に関する講座や防災訓練等への参加を促し、防災意識の向上と自助、共助の推進を図ります。	市・丹波市国際交流協会
2	外国人市民が災害発生時に必要な情報や防災情報を適切に得られるよう、「ひょうご防災ネット」 ^{※17} の登録を促進するとともに、ホームページなどの情報発信媒体でのやさしい日本語や多言語による情報発信の充実を進めます。	市
3	避難所等において、外国人市民と円滑なコミュニケーションが取れるよう多言語三者通訳システムや「指差しボード」 ^{※18} を活用します。	市
4	119番通報時や救急現場において、多言語電話通訳システム ^{※19} や自動翻訳機を活用し、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人市民をサポートします。	市

3 コミュニケーション支援



(1)通訳などによるコミュニケーション支援

現状と課題

言語の違いから日本語の理解が十分でなく、日本語での対話などに課題を抱えている外国人市民は少なくないことから、コミュニケーションの支援が必要となっています。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	市役所の全ての窓口等で多言語三者通訳システムを活用し、外国人市民の行政手続き等を支援します。	市
2	乳幼児健康診査や学校での様々な教育活動など、細やかな対応が必要となる場面においては、通訳者の派遣や自動翻訳機を活用した通訳支援を行います。	市
3	市役所窓口等の手続きにおいて必要となる書類の翻訳を行います。	市

(2)やさしい日本語の普及と活用促進

現状と課題

本市で住む外国人市民は増加傾向にあり、国籍も多様化していることから、多言語での対応に限界があります。一方で、やさしい日本語での情報受取を希望する外国人市民が多いことから、やさしい日本語の普及と活用を促進する取組が必要となっています。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	チラシやホームページなどによりやさしい日本語を周知するとともに、市民向けのやさしい日本語講座などを開催し、やさしい日本語の普及と活用促進を図ります。	市・丹波市国際交流協会
2	市役所窓口等において外国人市民に配慮したコミュニケーションを行うため、市職員にやさしい日本語研修を行います。	市

(3)日本語学習機会の充実

現状と課題

日本語学習を必要としている外国人市民が多いことから、様々な方法で学習機会を提供する取組が必要となっています。また、日本語教室における日本語学習支援者が不足していることから、日本語学習支援者を確保する取組も必要となっています。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	日本語教室を運営し、外国人市民の日本語学習を支援します。また、新たな日本語教室設置などの拡充に向け、調査・研究を行います。	市・丹波市国際交流協会
2	日本語学習支援者養成講座を開催するなどし、安定した日本語学習支援者の確保を図るとともに日本語学習支援者のスキルアップを目的とした講座を開催します。	市・丹波市国際交流協会
3	ホームページなどにより自習可能な日本語学習教材を外国人市民へ周知します。	市・丹波市国際交流協会

4 地域における多文化共生の推進



(1) 多文化共生意識・国際理解を深めるための取組

現状と課題

言語や文化、習慣などの違いから外国人市民との間に壁を感じている市民は少なくないことから、多文化共生意識や国際理解を深める取組が必要となっています。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	広報紙やホームページなどで多文化共生に関する情報発信を行うとともに、講演会や講座等を実施し、市民の多文化共生意識を深めます。	市・丹波市国際交流協会
2	海外の姉妹都市提携自治体との様々な交流を促進し、市民の国際理解を深めます。	市・丹波市国際交流協会

(2) 地域との交流の場づくり

現状と課題

多くの外国人市民、日本人市民が互いに交流や関わりを持ちたいと考えていますが、交流機会の不足などにより、地域の活動に参加できていない外国人市民が多いことから、交流を促進する取組が必要となっています。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	外国人市民、日本人市民のお互いの文化や言語を紹介し合うイベントなどを開催し、交流を促進します。	市・丹波市国際交流協会
2	外国人市民や地域、市内事業所などの参加を想定した、情報共有や交流活動などを推進するためのネットワークづくりに取り組みます。	市・丹波市国際交流協会

(3) 地域社会やまちづくりへの参画促進

現状と課題

多文化共生のまちづくりを推進するためには、外国人市民の参画が不可欠となっていることから、外国人市民が地域社会やまちづくりへ参画しやすくなるよう取組を進める必要があります。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	市の施策に外国人市民のニーズや視点を反映させるため、やさしい日本語を活用したアンケート調査の実施などについて検討します。	市
2	外国人市民と日本人市民・地域の橋渡しとなるような多文化共生に携わる人材の発掘や育成を進めます。	市・丹波市国際交流協会
3	地域における多文化共生の推進に向け、外国人市民が自治会活動などに参加・参画し、交流を深めている好事例の情報発信などを行います。	市

第5章 多文化共生社会の実現に向けた施策の推進

1 推進体制

市役所庁内の関係課による連絡調整の場を設け、多文化共生の考え方について共通認識を図るとともに、外国人市民に関する現状や課題を共有し、多文化共生施策の進捗管理や検討を行い、多文化共生のまちづくりを推進します。

2 市民、関係機関、団体等との連携と協働

多文化共生のまちづくりの推進には、行政だけでなく、関係者の多文化共生の考え方に基づく主体的な行動が重要となります。

市は施策を進めるにあたり、市民、関係機関、団体など多様な主体との連携と協働に努めます。

【資料】

資料1 在留資格一覧

参考 在留資格一覧表

- 在留資格ごとに在留期間が定められています（令和4年5月25日現在）
- 在留資格については、地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

■ 就労目的で在留が認められる外国人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
教授	日本の大学もしくはこれに準ずる機関または高等専門学校において研究、研究の指導または教育をする活動	5年、3年、1年または3月	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年または3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年または3月	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導または教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学または人文科学の分野に属する知識または技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行いまたは管理に従事する活動など	5年（1号）または無期限（2号）	ポイント制による高度人材
経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営を行いまたは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないとされている事業の経営または管理に従事する活動を除く）	5年、3年、1年、6月、4月または3月	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律または会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	医師、歯科医師、看護師
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	日本の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校または各種学校若しくは設備および編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年または3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年または3月	外国の事業所からの転勤者
介護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護または介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	介護福祉士
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動またはその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く）	3年、1年、6月、3月または15日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品料製造業、外食業）に属する相当程度の知識もしくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）または熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動	3年、1年または6月（2号）、法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）（1号）	特定産業分野（左記12分野（2号は介護以外の11分野））の各業務従事者

■ 身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日本配偶者等	日本人の配偶者もしくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子または日本人の子として出生した者	5年、3年、1年 または6月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者もしくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者または永住者等の子として日本で出生し、その後引き続き日本に在留している者	5年、3年、1年 または6月	永住者・特別永住者の配偶者および日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月 または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	第三国定住難民、日系3世、中国残留孤児

■ その他の在留資格

在留資格	在留資格の概要	在留期間
技能実習	研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護およびその法的地位の安定化を図るため、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲（1号）、2年を超えない範囲（2号および3号））
特定活動 EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなど	「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 ※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P. 3※2を参照してください）。	5年、3年、1年、6月、3月または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

■ 就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～

出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。（例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど）

上記の表は、「外国人雇用のルールに関するパンフレット」（厚生労働省）から抜粋しています。

最新の在留資格一覧表については、次の二次元コード（法務省 HP）からご確認ください。



資料2 用語解説

本基本方針で用いている用語の解説は次のとおりです。

No.	語句	解説
1	グローバル化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
2	在留外国人	「出入国管理及び難民認定法」上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人。
3	在留資格	外国人が日本で行うことができる活動等を類型化したもので、法務省(出入国在留管理庁)が外国人に対する上陸審査・許可の際に付与する資格。
4	育成就労	技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とした在留資格。
5	多様性	ある集団の中に異なる特徴・特性を持つ人がともに存在すること。
6	包摂性	社会的立場に関わらず、多様な人々を社会や組織に取り込んでいくこと。
7	持続可能な開発目標 (SDGs)	「Sustainable Development Goals」の略称。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015年の国連サミットで採択された国際目標。17のゴール、169のターゲットが定められている。
8	外国につながるのあることどもたち	国籍を問わず、文化的・言語的に多様な背景をもつこどもたちのこと。親は外国籍であるが日本国籍を有することもや、自身が外国籍であるが国籍の国よりも日本での生活が長いこどもなどを含む。
9	やさしい日本語	難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。外国人だけでなく、高齢者やこども、障がいのある人など、多くの人にわかりやすく伝えようとする表現。
10	日本語教育	外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む)。
11	自動翻訳機	電子機器を用いて、テキストや音声を他の言語に自動的に翻訳する装置やソフトウェアを指す。

12	多言語三者通訳システム	通訳オペレーターがタブレット端末(ディスプレイ)を介して通訳するもので、希望の言語を選ぶことで、ワンタッチでオペレーターにつながり、リアルタイムで通訳を行うことができるシステム。
13	母語	その人がこどもの頃から使っていて、もっともスムーズに感情を表現することのできる言語のこと。
14	外国人児童生徒語学指導者	日本語指導が必要な外国につながるの児童・生徒に対し、コミュニケーションの円滑化を促すとともに、学校生活への早期適応を促進する指導者。
15	ストック情報	災害が起こる前から蓄積することが可能な事前情報。
16	フロー情報	災害発生時・発生後に発信される各種警報や避難指示などの情報。
17	ひょうご防災ネット	兵庫県や県内市町からの避難情報や地震・津波・気象警報などの防災に関する様々な情報を多言語でも提供するサービス。
18	指差しボード	災害時に使用する用語を多言語に翻訳したボード。
19	多言語電話通訳システム	119番通報を通訳コールセンターにつないで通報者、消防、オペレーターの三者通話による同時通訳を行うシステム。

掲載予定

掲載予定

掲載予定

丹波市多文化共生推進基本方針

丹波市まちづくり部人権啓発センター
〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
TEL:0795-82-1001(代表) FAX:0795-82-4370

令和7年(2025年)●月 発行